



JTSU-B
申1号

「労使対等・信義誠実の原則に基づき、ジェイアールバス関東労働組合員の労働条件の向上を求める申し入れ」

2020年2月17日、私たちは、バス輸送・サービスの社会的役割を重んじ、安全で安心な価値ある商品を提供するべく、働く者の労働条件の向上、環境改善に努め、現場第一の人間の尊厳を重視した健全なジェイアールバス関東を創造し、自由・民主主義を基本とした公正で平等な社会の実現をめざして「ジェイアールバス関東労働組合（略称：JTSU-B）」を結成しました。

職場では、経営側による労働組合を敵視した悪辣な差別・利益誘導によるパワーハラスメント、脱退強要の不当労働行為が繰り返されています。これらの行為は、憲法第28条および労働組合法による「使用者による不利益取扱や支配介入等を受けずに労働組合員として団結等する権利をまたは法律上保護される利益を有する」との定め反する行為であり、まさに不法行為そのものです。このような企業が将来にわたり持続的な発展を遂げていくことなど到底できるはずはありません。私たちは、このような非人道的で公正・公平でない職場運営を決して容認しません。よって健全な事業運営ができる人間尊重の職場を取り戻すために、企業犯罪には決して目をつむることなく、あらゆる手段を活用してたたかい続けていきます。

また、生産性向上の名のもとに、これまで培ってきたルールを蔑ろにし、要員削減や施策を矢継ぎ早に打ち出されています。その結果、現場は改正等に追いつかないばかりか変更内容を理解することも出来ずに進められているのが実態であり、バス安全と労働安全が守られていない事態が引き起こされています。また、現場目線に立った施策の立案が行われず、施策の失敗による問題がすべて現場労働者へ転嫁されている現実が浮き彫りになっているなど、このような事態を看過することはできません。

あらためて、私たちジェイアールバス関東労働組合は、労使対等・信義誠実の原則に基づき、安全で働きがいの持てるジェイアールバス関東の健全なる発展と働く者の賃金・労働条件等の改善を取り組み、もって家族の幸福の実現を図っていきます。そのために労働組合としての使命である経営に関してのチェック機能を発揮し、物言う労働組合としての責任を果たしていく所存です。したがって、下記のとおり申し入れました。

1. ジェイアールバス関東労働組合と「労使間の取り扱いに関する協約」を速やかに締結すること。なお、労使間の取り扱いに関する協約締結までの間、ジェイアールバス関東株式会社事務取扱規程に基づく組合事務所、会社施設の一時使用、組合掲示板の使用を認め必要な場所を確保すること。
2. 就業規則・賃金規程・退職金規程等に基づく組合員の労働条件に関する協約を速やかに締結すること。オリンピック・パラリンピックを控え、今後さらに訪日外国人客が増えることに備え、現在の営業支店の業務を維持し、必要に応じて要員補充を行うこと。
3. 労働基準法第24条の規定に基づいた「賃金控除に関する協定」および「賃金控除に関する協定付属覚書」を速やかに締結すること。
4. ジェイアールバス関東労働組合員への差別・パワーハラスメント・脱退強要などの不当労働行為は行なわないこと。また、労働組合加入活動への妨害行為は行なわないこと
5. 今申し入れにおいての団体交渉を速やかに開催すること。なお、具体的な交渉期日を10日以内に示すこと

JTSU-Bへ結集し、全組合員で協約の速やかな締結を求めよう！



「安全第一・健康第一」で「安心・ゆとり・働き甲斐」のある
風通しの良い健全な職場を全組合員で創造しよう！

